

第一章 開懇は難く使命は重い

第一章 開墾は難く使命は重い

一、県の大槻原開墾勸奨と民心

国土開発は明治政府の重要国策であり、開墾局の新設は何よりもそれを急務としたに外ならない。政府の方針は廃藩後の府県政に反映したは当然で、福島県は大槻原開墾を取上げて逸早く国策に應えるの計画をうちだしたが、それというのも、時の県令安場保和の下に開拓起業の卓見者中条政恒典事が控えていたによる。大槻原を候補地と定めた中条は次は、実地精査であつてこれには費用が伴うので県を通じ資金貸与方を井上大蔵大輔に申請した。これに対し陸奥租税頭から、「書面の趣、開墾方法取調猶可申立候事」の指令に接した。この反応は県計画を認めたものであり、事態は大槻原開拓を可能として進展していった。

県は実地踏査と地元住民の開墾意欲打診に中条政恒、石井貞廉、加藤邦憲らを任命した。中条らは郡山、大槻、小原田荒井、富田等の開墾地周辺村の各戸長を歴訪して県の主旨を伝え、戸長はこれを住民に布令した。

住民特に小作農民にとっては、土地には魅力があり、新政府が打出した開墾事業に何かの恩恵を期待した彼らは、漫然と勸奨に応じ、二百余名の希望者を数えたが、その後中条らの面接説明で開拓地の取得負担金、農具の購入費などの支出金を聞くに及んで、みな逃腰になった。

明治六年三月五日の開成社記録には、典事、戸長をして起業の方法維持を問わしむと雖も、此徒多くは僑居無資さらに敢為の氣象なく、皆曖昧事を成す能わず、とある。

二、開墾問題を議す鳴原宅会談

中条らは安積郡取締の駐在県官本田治直と対策を協議し、郡山生産会社首脳陣の阿部茂兵衛、鳴原弥作、橋本清左衛門らと会談を行うことになり、その連絡役に本田が当たった。本田はまず阿部茂兵衛を訪問したが、阿部は来訪の主旨を聞いて、この重要問題には一存で応対できないとして、三人顔を揃えて中条との会見を約し会合の場を鳴原宅とした、この際阿部が自宅を避け橋本宅を敬遠し、鳴原宅を集合所に定めたは阿部が橋本に対し何か慮るものがあつてのこと、四者対座し会談に入るや、

中条は言う。

現下の時勢は弱肉強食の混乱せる状態にあり、これを正するには国権を伸張するが何よりの緊要事、国権伸長には財源を豊かにしなければならない。それには不毛の荒閑地を開き殖産を図る以外にない。本県は蚕桑を以て知られている。中でも安積郡は原野廣大である。原野を耕し桑樹を植えるの利は官民共に観過してならない。富豪と雖も村のため国のため尽すところなければ守銭奴の侮辱を免れないであらう。と

これに応じた主人側は、

典事の言説には一理あるが、私共は専ら商業を家業としてきた。余禄を図って安逸をむさぼることは祖先以来の戒律となつてゐる。この生業の中で余裕あれば人の困惑を救うを務めとしてきた。この精神は私共三人に限らず生産会社に参画する郡山有志各自も同様である。と現在の立場と伝来の家憲を述べた上で言をあらため、

私共は常に郷党の利益発達を忘れない。生産会社を起したのもその素志の一端となすものである。生産会社の成立と同様に、郷利の促進には官庁の眷顧なしには不可能であるはいうまでもなく、今ここでの話の通りとすれば、開墾事業によつて郡山地方に繁栄を築き、同時に国力の増強に資することであり、その計画遂行に県が進んで助力指導するの厚意が示されている。私共は主旨を体し深く考慮致さねばならない。と中条の力説に代表らも開拓の課題に予軟な態度

となった。しかし、なお幾多の不審があり、その一つに、開墾は桑園造成の一本建では困る。稲田の開拓を併行すると、これにはまず水利である。そのためには相当面積の用水池施設が不可欠条件として、この工費の開墾受益者負担など肝要な問題にもふれ、これらの構想には中条ら県側も協力の用意を明らかにした。

鳴原宅の会談は、典事中条には予期しない実りあるものであった。郡山の代表的資産家三首脳を説得し理解を得たことは、まずなによりも上司安場県令への明るい第一報となった。しかし、中条の満足とは逆に理解を与えた三者には、この日以後責任の重荷がのしかかった。

三、協力を約す二十五人の同志

翌十二日中条は、郡山戸長今泉久衛門に対し、開拓計画促進につき阿部、鳴原、橋本の三人と共に、急ぎ住民集会を開くよう要求した。戸長の回状で二百余人が会場の今泉久三郎副戸長宅に参集した。一同は開墾の規模参加条件が最初とどう変っているかに傾聴したが、

開拓を行うものは土地購入者とみなし築堤費を分担しなければならない、分担金額に応じて地所が割当てられる。

と、戸長が説明を始まるや終りまで耳をかす者なく、会場は意見統出で、騒がしく退席者も相ついだ。前回と同じ話に一同は反発した。

新規にスキヤクワを冗うだけでも容易でない、まして金を積んで土地を得るなど無理な話だ。

というのが彼らの真実の声であった。戸長は住民名簿を繰りながら参加辞退を乞う者の氏名の上に棒を引いて行き、残ったのは阿部ら三人の提唱者を加えて二十五名となった。

この二十五名中にも活発な意見の応酬があったが、すでに会場を退去した多数の生活状況に比ぶれば、二十五人の面々は郡山駅内中の実力者である。結局二十五人が開成社を結成して、国県施策に順応し、郷土開墾の使命に奉仕することになるのだが、これらの有志といえども、あえて持てる資力に自負するものでなく、可能なかぎり同じ地域の全住民の和衷

協同で負託の使命に尽したいを望んだのである。

相續いで去り、止まる者茂兵衛等二十五人資産を以て名あるのみ、然れども衆の雷動し去るを見て避易の体あり、

と、開成社日誌中に脱落し去る住民への哀惜がしのばれる。しかし、無資無力を口々に唱えて去る者を追わず、この際

阿部茂兵衛は、

過日熟議決せず、今又此の如し、各皆之を辞せば駅内の大事去る、開墾すると為さざるとは各の心にあり（開成社日誌）
結局二十五人が県の勧奨に応諾したのである。

四、起業第一步は池塘築造

まず始業のための池塘工費を、各自の開田引受反別に応じて負担することになり、千歩当十五円の率で二十五人分総歩数十一万歩の合計千六百五十円の調達が具体化した。駅内一般住民が県や戸長から参加を勧められた都度忌避を続けたあげく、彼らの離脱の的となった築堤費の意外に早いまとまりであるが、要は富裕なるものの力に外ならない。しかし強い力同志にも異論者はいないわけではなかったは誌記の一端にうかがわれるが、それも一場の座興として結局は、二十五人一致協和の姿勢は堅持された。開成社は名称の由縁に立脚するとともに、全社員的一致親融の精神が、百年の歴史に貫かれているが、その第一歩は明治六年三月十三日のこの日にふみだされた。

典事帰庁、二十五姓の奮発その意外に出てたるを喜ばれ、昼夜を兼ね起業方法を草し、水田十一万歩、桑園七万二千歩、山林四万歩を定め、佃戸三十六を設立する計画を為して県庁に復命す。

と、社誌は記録する。典事はもちろん中条政恒は担当官として郡山村二十五人の有志の私財を抛出しての開拓意欲に感応して、早速今後の進路を策定した。予定の水田十一万歩に桑園、山林を増し小作人のための居所をも加えた。佃はその居所である、桑園七万二千歩の計上は県がその当初桑園開発を主眼とした方針の表われとみられよう。

五、工事に地元民の反動

開墾工事がすべりだして間もない時、大槻村民の中から開墾反対の声と共に一悶着が起った。これに関し開成社誌の明治六年四月二十二日付に書かれている。

「人民開墾を喜ばざる者、暴卒を企てんとす」と、さらに

「頗る苦情を發し、竊かに塙を建て、官吏を暗殺するの語を發す」と、

彼らは静かな周囲が急に騒々しくなったにいらだった気持の中で、開墾の仕事は地主と役人の殖産行為と合点したかも知れない。その嫉視と反感から激語を流したとみられるが、別に騒動の直接原因は、作業開始で不足の人手を求めて、中条典事ら県役人が村民に労働を強請したためともなっている。中条の米沢出身であるを指して、米沢キズネにだまされるなどと非難したのも彼らの仲間であつたろう。

六、新規築塘費三千円の調達

郡山村富豪団の行動開始により、開墾事業が緒についたことは、安場県令を喜ばした。翌月四月九日上京の途次郡山に立寄り、宿舎に二十五人を招待して感謝の酒宴を設けた。

その奮発を嘉賞し、典事及び属官を派出し開墾の工事を総理せしむるの意を告げ、心を国利に用ゆべき事を懇々曉告せらる。

とあって、席上県令のあいさつは謝意を含めた県の施策積極化を示すものであり、二十五人は一段と多忙に追われることになった。

これより先一同の出資千六百五十円を当て工事に着手、現場には三百人からの人夫が出動し県の監督官と共に阿部、鳴原ら関係当事者も監視に日参したが、工事途中で造成池塘の底、巾共に浅狭にして現計画に耐え難きことを指摘、将来を

将来の功用に備えて、最善を期する地元の見解には中条も首肯したが、そのための工費増額の県負担は応じかねるとして、両者間に論議が交わされた。結局県が三千円を一時融費しこれに対し二十五人全員が返済の責任を負うこととして、新規工費の見込がついた。しかし三千円は大金であるので、この返済金の負担方法を決定し、県の同意を得なければならぬ、ここに文字通り二十五人が衆和をしぼった上、資産と引受地所の多少に応じて取得する利権とそれに見合う支出金を決定、左記の通り連名で県に願出、県はこれを受理了承した。

烟一万步	宅地	五	津野	喜七
一金百八十円	田一万步	山林五千步		
烟一万步	宅地	三		
一金百五十円	田五千步	山林二千步	橋本藤左衛門	
烟五千步	宅地	二	永井	惣吉
一金百二十円	田二千步	山林一千步		
烟一千步	宅地	一		
一金百二十円	田二千五百步	山林一千步	佐藤	伝兵衛
烟三千步	宅地	一	阿部茂左衛門	
金百円				

第一章 開墾は難く使命は重い

田五千歩	山林二千歩	齊藤 久之丞
畑五千歩	宅地 二	
一金百円		
田五千歩	山林二千歩	
畑五千歩	宅地 二	
一金八十円		佐藤 伝吉
田畑山林伝兵衛と共有す		
一金八十円		増子 浅次郎
田四千歩	山林二千歩	
畑五千歩	宅地 二	
一金七十円		山口 哲蔵
田三千歩	山林一千歩	
畑三千歩	宅地 一	
一金六十円		武田 重蔵
田三千歩	山林一千歩	
畑三千歩	宅地 一	
一金六十円		阿部 茂助
田三千歩	山林二千歩	
畑三千歩	宅地 三	
一金六十円		甲斐山忠左衛門

田三千歩	山林一千歩	小針 半七
畑三千歩	宅地 一	
一金六十円		
田三千歩	山林二千歩	
畑三千歩	宅地 二	
一金六十円		横山 貞吉
田三千歩	山林二千歩	
畑三千歩	宅地 二	
一金五十円		遠藤助右衛門
田三千歩	山林二千歩	
畑六千歩	宅地 二	
一金五十円		高橋 徳治
田三千歩	山林一千歩	
畑二千歩	宅地 一	
一金五十円		阿部 定之助
田三千歩	山林一千歩	
畑三千歩	宅地 一	
一金五十円		横田 利兵衛
田三千歩	山林一千歩	
畑三千歩	宅地 一	

一金五十円

安藤権右衛門

田三千歩

山林一千歩

畑三千歩

宅地 二

一金五十円

柳沼 恒五郎

田三千歩

山林一千歩

畑三千歩

宅地 一

合計金三千円

田四十四万二千五百歩 山林六万歩

畑十四万五千歩 宅地六五

以上の資料によって、明治六年四月二十二日付で正式に願書が提出された。

新規池築造入費献納願

一金三千円也

右は今般荒蕪地開墾に付、新規池築造仕度奉存候条、右為入費前書の通銘々憤発自力担当仕候依ては此上御世話をして、出来に相立候様奉願上候、私共元米商法渡世にて普請方等不案内に付、別て御手数奉恐入候共、何卒願の通御聞届成下度此段奉願上候以上

郡山村願人惣代 安藤 忠助

橋本清左衛門

鳴原 弥作

阿部 茂兵衛

副戸長 今泉 久三郎

戸長 今泉久右衛門

福島県令 安場保和殿

この献納願を担保に県から三千円の貸付をうけたが、施工が進むにつれさらに工費は増すばかり、これを償うためさらに二十五人の自主調達で二千元を出費し、その後の追加は物産方から借出している。その初め築堤造池等開墾の基礎的諸設備完成には、少くとも一万円を要するとした中条ら県監督吏の言が当たっていたのである。

物産方の資金利用については、同機関が県の融資によって経営されているので、阿部、鳴原、橋本らの手にある物産方といえども自由にならず、資金引出には一々県の許可をとらなければならなかった（社誌）

七、将来を明察の水利大計

前述した当時の情報をさらに社誌によって委曲を証明し、新田育成のため将来を明晰して、池塘築造に投資を奮発、県を説得して灌漑水利の大計を樹立した先見に襟を正す。

堤塘築造を創む土工三百人少属曾根昌徳之を督す、典事土工を総理する、先ず原野を測量し、高燥を桑圃とし、卑湿を水田とし、道路を縦横に通じ田圃を井字型に画し、中間に宅地を定む、二十五姓日々原野を跋涉し準繩を検す。この日茂兵衛堤塘の浅狭なるを観て、直に典事の所に至りて之を問う、典事曰く堤の延長若干間而して金額は之に应ぜず、焉ぞ之を高広にするを得ん、茂兵衛曰く之を十分にする其金額幾許なりや、曰く約三千元ならん之を高広にせんと欲するか、曰く別に良案あるに非ず、思念するに堤塘は改築を難かるが、他日墾業盛んならば必ず悔いん、故に同志にはかりて十分に築造せんと欲するも、俄かに金を拠出するも能わず、県庁一時其費用を貸付あらば、則ちに三千元を同志に拠出せしむべし。典事曰く宜しく之を協議すべし、茂兵衛帰り同志を集め告ぐるに前事を以てす、全員容易ならずと言えども、敢て負担難きに非ざるべし、乃ち抛金の道を議す、各意見あり決する所なし、茂兵衛曰く先の千六百五十円は各自の意に出て資産に应ぜず、故に今回は投票法を用えて之を折衷して金を出さば公平ならん、皆之を善とし遂に三千元を賦課し典事に報ず、典事は加藤少属を県庁に向わしめ貸付の事を上申す。

二十二日、二十五姓負担の金額、田圃、山状宅地の数を定め願書を奉ず（下略）

二十二日は前項の四月二十二日で、願書を奉ずとは同月安場県会宛に提出した新規築造入費献納願のことである。

八、工事完全促進の四個条

新規池塘構築工事は軌道にのり、郡内から日々三百数十人の農夫土工が出働した。作業現場には中条県監督らと共に地元当事者も立会い斡旋に努めた。土工現場に立つなど初めて経験するほとんどの人々は、商舗を本業とし、所有田畑の耕

作は他人まかせてきたのが、自ら荒蕪地に臨み土掘仕事に携わるば、直接に手を土に塗らざるとも、開墾の陣頭をかけ巡ることは並大抵の苦勞でなかつた。前記献納願書の一端がしのばれた。

労働者には毎月賃金が払われたが、彼らの便宜を計って現金と米の両建て支給しながら、この方の煩雜も容易でなかつた。ブルトーザーなどの文明利器はむろない時代、人力が唯一の作業推進力であつた。当時の労働賃金は新現池築造控帳によれば、一人に付一日金十錢、白米一升二合（郡山市史資料）とある。

事業遂行についての二十五人の同志決意の固さは上述の通りだが、一度乗出した以上は郷利国利の増進に役立ちたいとし、そのための私財の出費を厭わず、眼前の小成よりも将来の大成を指向した。大枚三千円の奮発の心底もそのためであつた。四月二十二日は貸付金肩代りの献納金額を出した直後、中条典事に手渡した個條書は、県に対し同志の料簡を開陳すると共に、公然と注文をつけた進言書とも解せられるものである。

個 条 書

一、駅西広原開拓は一社を組織し無用の地を開き有用と為し、物産を盛んにし海外へ輸出し、国を富ます諭告の趣旨を奉じ、水田を開くを端緒とし、蚕桑を盛んにする目的なりと雖も、本村水利に乏しく旱魃かんばつの害を免る能わざるを以て、新古田の爲め新池を穿成することを乞ひしに速かに採用せられ一同感戴せり、故に三千金も容易に拋出す、依りて池塘は永年不朽に着眼せられ堅牢にあらんことを懇請す。

一、堤塘敷馬踏腹付は水持充分なるを要し、前金は他に流用せず、築塘にのみ支弁あるべし雖も、金額寡少なる時は県庁に於ても厚配ありて、仁恵下民に普及することに詮議あるを希望す。

一、元来水利に乏しきの地なれば源永を第一とす、多田野大槻両村より分水する制限は後年故障なきを主とし、池水三分の一を新池へ流動するに規定あらんことを乞う。

一、水田桑園とも上の池より南北へ分ち、一斉に交割あることを欲せり、是れ私意を狭むにあらず、社中同心協力、子孫

に至るまで一致し、業の益々盛んなることを希図するに由るなり（社誌）
右の第一項冒頭に一社を組織云々とある所から思うに、開成社設立のことはこの時期に同志の間に構想されていたを伺える。

九、開拓掛心不乱の誓約書

右の箇条書に呼応するように、中条典事、曾根少属らの目付役をはじめ、戸長役場その他の開拓掛として直接工事現場を管掌する人たちが連名で、全文十五条から成る開拓掛員誓約書を作定した。

第一条 寒氣に相移り候えば仕事も相成ず候に付、諸向件々非常の勉勵を以て本年十二月を期し大抵成就に為す趣申す可き事、但し資本金すでに備わる件々に候。

第二条 開拓は事業中殊更容易ならず上下一致力を衆め憤勉久々に及びて怠らずよう之無候ては成就覚束なく候依て、その掛中相互に小過を略し、公忠を旨とし相助け相親み、上下各自一毫の間隔なく且又日を重ね月を経候えば、退屈生じ易く人情に候えども、大事業は等閑の心底にて行届まじきに付、始終一貫して今日明日も勉めて怠りなく、標柱を確立致す可き上にて一致せざれば、下も亦一致せず、上にて怠れば下亦甚だし、事業の成敗唯この二端に止り申す可くに付、一人の不行届は掛り一般の不行届、一般の不行届は乃ち朝廷県庁の御不行届と呉々注意致す可き事。

第三条 重立たる事は商議の上課長の令をうけ施行すべし。仮令銘々担当内の事に候共独決致し可からざる事。但し極めて小細の事は臨時即決も之有るべき候えども、先ず成丈話合ひにて相成候致す可く候事。

第四条 両論相立ちは非決し難き節は課長指揮に従うべし、課長不在の節は論の多き方に従うべき事。

第五条 開拓中の事固より一体一樣決して彼此之無、互に相救い申すべき勿論に候えども、内分小分課之無候えは却て紛雜に相失し申すべきに付仮に之を分割する左の如し。

開成山、遙拝所、開成館、民家、宅地、新道、水利、池塘、水田、桑田、會計、庶務

第六条 上下一般毎日早朝出頭し、日暮迄勉強、夜中は帰休苦しからず候事。

但し非常の儀之有節は此限りに非ず

第七条 事の緩急により官員開成館へ泊り取量ろうべき事。

第八条 官員泊りに相成候節は、戸長付属中一人ずつ宿直致すべく候、尤も開拓御用丈は誰彼の差別なく、宿直人より三区へ相行かれ候様致すべき事。

第九条 戸長付属中一人に付一ヶ月六度の割を以て宿直致すべく御用間欠之無よう見計い相休み申すべく、尤も一日宛に致し、引続き休暇致しべからず事。

但し一日一回休暇割届出べく事。

第十条 県官同掛にて諸事区々に相成、甲の言う所と乙の言う所と相違に相至り候えば、下方自然疑惑を生じ候のみならず終には散々の不都合生じ候ものに付、私見を口外せず兼て一々申合せ、三人の口も四人の口も一口より出たる如く、向う所好む所を一定致すべく候事。

第十一条 意中に落合わぬ事あらば互に忠告すべし、外人に向て是非の品評之無様注意肝要に候事。

第十二条 開拓事務取扱において公私混同之無様致すべく、仮令ば自己の用事に人夫を役し、自己の繰合せに金穀を用い候類、何程一時の繰合せに候共固く之を警むべき事。

但し止むを得ざる事情において之有るは公決允可の上進退致すべき事。

第十三条 諸職人大勢召し仕候については殊更巡察を怠らず、諸工業決して手拔之無く確實の成業に相赴き候様注意致すべき事。

第十四条 此度の事は大概下方自力に出ると雖とも、世話保護は元來役職の当然、況や新たに小乾坤を造出す儀に候えば殊に非常の取扱之無候ては相成ず候に付、上下一同決して私事に關係する儀と相心得ざるよう致すべき事。

第十五条 金穀費用等に諸伺い等取扱の儀は別紙の章程に準則致すべき事。

以上十五条

前頭条々一旦真実申定め候上は、一同固く相守り、若し相戻り候儀之有候節は、掛中より忠告すべし、忠告して用いざる時は具状して、県庁に申告するの権有るべき事

明治六年八月

中条 政恒

山岡 友次郎

曾根 昌徳

薄井 伝之助(福原)

石井 貞廉

大内弥曾右衛門

加藤 邦憲

鈴木 亀右衛門

矢吹善左衛門

伊藤 斉治

今泉久右衛門

安積開拓事業は、官民一体の真剣な努力で行われたことがよく判る。県の勸奨に二十五人が応諾し、直に当面必要な資金を分担供出して、活動体制に入った意気込みには、安場県令も歓喜し、招宴を主催し、二十五同志に謝し、直接折衝に奔走した中条典事ら及び戸長役場関係者の労に報いるところがあつたが、これに対し同志の起業意欲は、一層高まつていった。

郡山方部立地の開拓企業は、安積疏水組合に先駆すること十年、新政府が農地立国策を立法直後に当るいわば試金石の性格をもつものであり、その布石の地は安積原野の一局部とはいえ、福島県の申請で政府首脳井上馨大蔵大輔、陸奥宗光租税頭の受理決定をみている。県令安場には、この計画を遂行させねばならない責任があつたわけである。現場に出張の中条らの気持も同様で、工事の順調促進を念頭におき、精励の態度には経済的利害に直結する二十五人同志に怠らぬものあつたは、前記誓約書に徴してもその心構えがうかがわれる。

一〇、開成社結成準備と社名由来

開成社結社の届をしたのは、明治六年十一月十二日である。企業設備の前提として灌漑池溝の見透しがつき、この上は本番の開田拓地に全力を発揮しなければならず、その活動のためには同志陣営の組織化が必要であった。社名の命名については、社則第二条にあるが出典は易経の字句、孔子の言葉である。

易経の周易繫辭上伝に、

子曰、夫易何為者也、夫易開物成務、冒天下道如斯而已者是故聖人以通天下之志、以天下之業、以斷天下之疑とあり、この意釈は

孔子は言う、そもそも易とは何のために作られたであろうか、そもそも易とはあらゆる事物を開発しあらゆる事業を成就し、天下の道を蔽いつくす、易とはこうしたものにほかならぬ、なればこそ聖人は易によって天下万人の志向に通曉し、天下の事業を定め、天下の疑問を決断するのである

岩波書店刊易経による）開成社の命名が直接易経から採ったか、どうかは社誌にも不明であるが、これより先明治六年三月十七日付の社誌に、離森を開成山と改称し、同所に遙拝所の設立を祠官安藤修重、相楽半右衛門らの希望し、中条典事も敬神愛国の精神にかなうものとして賛成した記述がある所から推して、結社届出の八ヶ月前に開成の名が唱えられ、ついで同年九月十六日付社誌に、

阿部茂兵衛開成館に至る、館は即ち事務所にして郡民業の盛んなるを期し、他日区務をこの地において総理あらんことを欲して作る所なり、

として、設立した事務所が開成館と呼び、すでに開成の二字が冠せられていた。これは開成山に建つ事務所であるから地名にあやかり開成館と命名したと考えられる。またこの時期、新だに開発される地域は、周辺部落との接壤を絶ち「開成山」の区名で独立すべしとする論が強調されたが、結局は桑野村の名弥となった。けれどその後開成山の名は生き続け

て郡山を象徴する歴史的意味を今に湛えている。

離森は当時一望虚空の大槻原の一角にうつ蒼たる樹林に囲まれた小丘の景観をなしていたとみられ、この地の利に遙拝所が建てられた。それが現在の神宮社殿に発展してきたのであるが、ひと際小高い地形を占める今の境内に離森と呼ばれた往時をしのばせるものがある。

離森の丘を開成山と呼称する案には二十五人同志中の人々も関知したは当然であり、その命名の原典を弁えていた篤学者は何人であったかの詮議はともかくとして、開成社名称の発想も開成の地名の誕生と直結するものである。

一一、開成社発足

結社の願書

私共儀今般御趣意を奉体去る四月二十二日結社協力して地を開き、民を植え申度誓約罷在、己に莫大の財を散じ非常の御世話を奉蒙候に付、不苦御儀に候はば以来開成社と相唱え申度、別紙社則一冊相添え此段奉願上候以上。

明治六年十一月十二日

第四四大区小二区郡山村

開成社二十五人連印

県宛この出願に対し左の指令があった。

指令

書面の趣御沙汰に及び候儀も之有べく候条その内申出の通り相心得べく事

但し社則第五条社長一名の取調に候処当分一名を加え申すべくその他申出の通り相心得実地施行の上差支候儀も候え

ば猶申出べき事

明治六年十一月二十六日

右の指令後、結社願に関する限り県から何の沙汰もなく、二十五人同志もしびれを切らしたもののか、翌七年三月に前回と全く同文の願書を安場県令に差出している、これに対し

願の趣聞届候事

福島県令代理

明治七年九月三日

参事山吉盛典

の通達に接した。

要するに、明治六年十一月十二日の結社出願に対し、十ヶ月目によりやく許可が下りたことになる、願書の受理の県は内務省に伺書など社誌に記されているが、政府と県の折衝には特にその時代は時日を要したらしい。

なお、阿部栄吉所蔵開成社略記には、明治六年四月二十二日結社開拓願を上書し、開成社組織成るとあれど、これは新灌漑池溝費三千円貸付の見返りに二十五人連署で県宛提出の築造費献納願日付との混同であって、正しくは社誌の通り六年十一月十二日である。従って県の許可年次月日を意外に、開成社の実動的結社発足はこの日である。その後の開成社五十年史、安積開墾大槻、郡山市史の文献的記載も同様なのは当然とする。

一一、開成社員出資金

一金三千五百四円五十三銭五厘	阿部 茂兵衛	一金五百円三十六銭四厘	柳 沼 恒五郎
一金二千九百五十円十七銭七厘	鳴原 弥作	一金四百九十八円五十一銭四厘	佐藤 傳兵衛
一金千八百貳十三円五十五銭五厘	橋本 清左衛門	一金四百九十八円三十六銭四厘	阿部 莊右衛門
一金千五百三十六円五十一銭五厘	安藤 忠助	一金四百九十一円五十四銭九厘	山口 哲藏
一金千三百七十五円三十二銭	津野 喜七	一金四百七十二円九十九銭二厘	安藤 権右衛門

第一章 開墾は難く使命は重い

開成社規則は一般に行われる形式的規則の内容とは異り、開墾の目的を果すための万端の指針を小作入植後の処置まで詳記したもので、社則即開墾実施計画解説書である。九十六条に及ぶ長文を要したのもその故であって、規則の一条一条には二十五人の構想が注ぎこまれている。開成社の開拓活動方針は、これによって進路を定めることができた。いわばこの規則は開成社の起業憲法である。その後時勢の推移と共に合資会社となり、合名会社に改組され、同時に社則にも修正が行われたが、結社創業の大本を定め、開墾使命大成の指標となった九十六条規則の存在は忘れられない。

一金七百九十六円廿七錢五厘	橋本 藤左衛門	一金四百七十二円二十五錢四厘	甲斐山忠左衛門
一金七百三十五円十四錢九厘	阿部 茂左衛門	一金四百六十六円二十五錢四厘	阿部 定之助
一金七百廿四円十六錢八厘	斎藤 久之允	一金四百六十円六十七錢四厘	武田 重藏
一金六百六十円十六錢	遠藤 助右衛門	一金四百五十三円四十二錢九厘	高橋 徳治
一金六百三十八円八十二錢八厘	増子 浅次郎	一金四百四十七円九十八錢四厘	横田 利兵衛
一金五百九十九円三十八錢一厘	阿部 茂助	規則により社長阿部茂兵衛社長並鳴原弥作、副社長橋本清左衛門、副社長並安藤忠助が就任	
一金五百六十三円五十二錢九厘	横山 貞吉		
一金五百五円九十五錢二厘	永井 惣吉		
一金五百四円七十五錢六厘	佐藤 傳吉		
一金五百円六十七錢九厘	小針 半七		

一三、開成社規則

福島縣諭告ニ云ク

天地ノ恩ハ廣大無量ニシテ土ヲ造リ人ヲ生ミ其他五穀稻麥黍粟大豆小豆三草木綿麻藍紅花四木茶楮漆等種々百般ノ品物ヲ植ヘテ衆庶ノ生養ヲ自由ナラシム生々ノ功實ニ形容ノ盡ス所ニ無之候乍去人力之ヲ贊ケサレハ右生々ノ功時アリテ沮屈ニ立チ至リ候儀有之荒蕪シテ數千年ヲ過タル安積郡原野ノ如キモノ則其類ヒニ候天地既ニ我レヲ生々亦其贊ケヲ求メントス然ルニ闢クヘキノ地ヲ開カス殖ユスキノ物ヲ殖ヘス惡草遠邇ニ蔓リ寒煙四方浮ミ居候條皆是レ人々勉勵セス百事懶惰ニ打過候ヨリ生ス靜ニ考ヘ候得ハ天ノ求メニ背キ我レヲ生ムノ恩ヲ捨ツ勿體ナシ事ニ候況ヤ各國貿易日ニ盛ン生糸蠶卵兩種ノ如キハ世界中ニモ稀ナル良品ニテ日本ノ名産第一ト申事ニ候得ハ出精奮發シテ畑ヲ闢キ桑ヲ養フモノハ末永ク幸福ヲ受ケ銘々富有ノ基ヲ開候儀萬々疑ヒナキ次第第二候且其事他人ニ關スルニ非ス一尺ヲ開ケハ一尺ノ仕合アリ一寸ヲ墾スレハ一寸ノ幸アリ猶怠惰勉力セス衣食住ノ貧困ニ苦ミ或ハ己ノ千萬ノ富ヲ重テ此等ノ善事ニ憤發セス甘ンシテ守錢虜ト相成居候モノ實ニ自棄ノ民ニ無之候哉今朝廷難有御趣意ヨリ夫々御世話被成下得難キノ好時機ニ候ヘハ此地ヲ開ントスルモノ深ク感戴其地ニ就テ耕耘培養ヲ怠ラス或ハ天地人民ニ對シテ公平の憤發ニ及ヒ結社協力シテ此業ヲ擔ヒ遂ニ滿郊ノ桑林ヲ仕立無窮ノ洪利ヲ興シ可申是則銘々人力ヲ以テ天功ヲ贊ケ已レヲ利シテ

朝廷ニ忠アル所以ノ職分ニ候能ク之ヲ考ヘ能ク之ヲ勉メヨ

明治六年四月

右御諭告ヲ体シ二十五名誓テ社ヲ結ヒ開成ノ二字ヲ以テ社名トナシ縣廳ノ允可ヲ仰キ左ノ條々ヲ議決シテ當社ノ準則ト定メタリ

註―沮屈(くじける) 遠邇(とん) (遠近)

第一條

第一章 開墾は難く使命は重い

社名は元來物ヲ開キ務ヲ成スト云フ義ヨリ取りタル事ナレハ其名ニ對シ其實ヲ修メ勉テ世間ノ公益ヲ旨トシ一己ノ損得ノミニ拘泥スヘカラス

第二條

社中ノ事ヲ調理センタメ社長ヲ置テ其指令ニ從ヒ副長ヲ置テ之ヲ輔ケ勘定方ヲ置テ金穀ヲ差配シ世話方ヲ置テ社中ノ用向ヲ取扱フヘシ

第三條

社長以下相當ノ給アルヘキ筈ナレモ所詮銘々ノ志金ヲ以テ事ニ從フ事ユヘ別ニ其給ヲ設ケス

第四條

社長副等欠員アル時ハ社中入札ヲ以テ縣廳ニ申白スヘシ

第五條

結社中欠員セルカ又退隱等ノ事アル時ハ其相續人愈益此志ヲ繼キ此業ヲ勸メ社中永ク懇和致スヘシ

第六條

結社ノ趣旨ハ安積郡郡山驛ト大槻村トノ間ニ大ナル曠野アリ之ヲ拓テ小乾坤ヲ造リ得ントノ事ナレハ同所ニ於テ地所御拂下ヲ願出ツヘシ其町步固ヨリ廣キヲ欲スト雖モ力ヲ量ラサレハ妄舉ニ近シ依テ各自金力ニ應シ先ツ地面四十萬坪前後ヲ定度トシテ御拂下ヲ受ケ新境肇造ノ基礎ヲ確立シ其餘ハ四方來リ耕ス者ヲ待ツヘシ地價ハ入札人の見込ニヨリ高低アルヘシト雖モ大抵三千坪六七圓ノ假目安ヲ立テ此入費凡金九百圓トスヘシ

第七條

地所御拂下ヲ受ケタル上ハ各其力ニ應シテ町步ヲ賦シ互ニ簞ヲ探リテ擔當スル所ノ地界ヲ定ムヘシ

第八條

右御拂代價課出ノ方法ハ簞ヲ以て定ムル所擔當ノ町步ニ應シテ之ヲ辨スヘシ

第九條

註—彈す（取りつくす）

御拂下ヲ受クヘキ地所ハ桑田宜シキアリ宜シカラサルアリ各三十五六萬坪ノ半ニ在テ開成山ノ南北ニ隔離ス桑林ヲ蕃茂スル固ヨリ方今ノ急ナレハ尤力ヲ彈サスンハアルヘカラス而テ強テ土性ニ背戾スルモ亦必長策ニ非ス故ニ今其土宜ニ應シ開成山ノ南ニ在テ高燥ナルモノヲ桑田トシ開成山ノ北ニ在テ卑濕ナルモノヲ稻田トスヘシ地勢已ムヲ得サルモノトス

第十條

地性ニヨリ已ニ稻田ヲ闢ク自ラ水利ヲ構セサルヲ得ス安積郡水ニ乏ク炎熱恆ニ超レハ人民直ニ渴ニ苦ム是ヲ以テ大ニ土功ヲ起シ原野ノ正中ニ於テ長大ノ堤塘ヲ築キテ已ニ新田ニ注ギ及ヒ遠近ノ用水ニ充ツヘシ

第十一條

堤塘ヲ築クニハ大凡土手ノ長サ五百間高サ壹丈五尺馬踏壹丈三尺土手數十貳丈餘粘土ヲ叩搗シテ疊累堅牢ナラシム此費凡金千五百圓トスヘシ

第十二條

堤塘築造費ハ社中互ニ入札シ分限差等ヲ定メ金員ヲ分課シ遂ニ全額ニ滿タシムルヲ法トスヘシ

第十三條

第十條ノ如ク已ニ堤塘ヲ築クト雖モ尙源水ノ注意ヲ干要トス故ニ開成山ヨリ西ニ遡ル凡ソ四里ニシテ棒芳ト號スル所アリ常ニ源水ヲ漏脱シテ數年患ヲ免レス又北澤ト號スル深谷中ニ荒廢ノ古塘二ツアリ之ヲ脩ムレハ永ク水源ノ患ヲ絶スヘシ依テ社中ヨリ資本ヲ呈シテ更ニ他ノ協ヲ待ツ此入費凡金百圓トスヘシ

第十四條

右金課出ノ方法ハ第八條ニ照準スヘシ

第十五條

第一章 開墾は難く使命は重い

桑田ト爲スヘキノ地所拾五萬坪餘ハ大凡壹反歩壹圓貳拾六錢餘ノ目的ヲ以テ一ト鋤起シト定メ此入費凡金六百八拾圓トスヘシ

第十六條

右金課出ノ方法ハ第八條ニ照準スヘシ

第十七條

稻田ト爲スヘキノ地所貳拾壹萬坪餘ハ大凡壹反歩四圓貳拾錢餘ノ目的ヲ以テ凸凹井字ヲ畫シ此入費凡金三千圓トスヘシ

第十八條

右金課出ノ方法ハ第八條ニ照準スヘシ

第十九條

註―采椽さいいば（木皮つきたる木） 茆茨もく（かやぶき屋根）

桑稻二田ヲ守ルニハ新タニ民人ヲ殖スヘシ其居宅ハ所謂笹小屋ニテハ人情堪エ難キ故ニ二間半梁兩下屋奥行七間間口三間半ニシテ廐ヲ附シ采椽ハ之ヲ刊リ茆茨ハ之ヲ剪リテ民ノ安スルヲ目的トシ大抵壹戸八拾圓餘ヲ以テ造營費トシ先ツ開成山ノ南北ニ六々壹戸ヲ分置ス此入費凡金四千八百八拾圓トス餘ハ四方來住スルモノヲ待ツヘシ

第二十條

右金課出ノ方法ハ戸數ニ應スヘシ

第二十一條

民屋素ヨリ多キヲ要スト雖モ力及ハサルユヘ目今先ツ十九條ノ通ニシ尙又逐年力ヲ養ヒ營作スヘシ

第二十二條

民屋櫛比シ雞犬相聞ユル時ハ議事公會ニ供スヘキ一堂ヲ設スンハアルヘカラス依テ先ツ社中ヨリ三百五圓ヲ呈シテ築造資本トシ他ハ有志の協力ヲ待ツヘシ

第二十三條

右金課出ノ方法ハ第十二條ニ照準スヘシ

第二十四條

註—數綫すま（幾つかの線）

凹凸井字ノ稻田ヲ畫シ六十餘ノ民屋ヲ置クヤ經緯數綫ノ溝洫水路ヲ鑿シテ交錯分注シ物ト人トヲ養ハサルヲ得ス此入費凡金千五百圓トスヘシ

第二十五條

右金課出ノ方法ハ第八條ニ照準スヘシ

第二十六條

原野中ニ民居ヲ占メタルユヘ冬春ノ際殊ニ猛風ヲ覺ユ故ニ南北拾四町餘樹ヲ植テ十年ノ利ヲ謀ルヘシ此入費凡金貳百圓トスヘシ

第二十七條

右金課出ノ方法ハ第八條ニ照準スヘシ

第二十八條

地ヲ墾シ人ヲ殖シ已ニ一境ヲ開ク時ハ自ラ一社ヲ建設シ人民敬神愛國ノ道ヲ立テサルヲ得ス故ニ開成山ヲ以テ神座ト定メ先ツ社中ヨリ千圓ヲ呈シ神社造營費トシ餘ハ四方志アルモノヲ求ムヘシ

第二十九條

右金課出ノ方法ハ第十二條ニ照準スヘシ

第三十條

其情樂マサレハ其民終ニ散ス古今開拓普通ノ患ナリ故ニ今開成山ト長堤上ハ言ヲ待ス水ニ傍ヒ路ヲ挾サミ一般ニ花木幾萬ヲ植ユヘシ此入費凡金貳百圓トスヘシ

第三十一條

右金課出ノ方法ハ第八條ニ照準スヘシ

第三十二條

道路橋梁ハ百般着手ノ基タルユヘ費ヲ論セス速ニ從事スヘキ事ナレモ四達ノ村路無數ノ橋梁高キヲ平ケ卑キヲ埋メ板ヲ架シ土ヲ蓋フ等人力ヲ費ス甚タ夥ク百方及フ能ハス故ニ力足ラサル所ハ他ノ志シアルモノヲ待チ目今急務ノ箇所ノミ修理築作セン事ヲ要ス此入費凡金千圓トスヘシ

第三十三條

右金課出ノ方法ハ第八條ニ照準スヘシ

第三十四條

註―不虞（不測のわざわい）

第三十二條及ヒ第十一條二十四條二十六條三十條合金八千四百圓ハ諸費多端ノ中ニモ永世ヲ計リ蒐集セシモノナレハ先ツ當用七千五百圓ヲ目的トシ餘金ハ后年前箇條ノ不虞ニ備フヘシ

第三十五條

桑田壹町步植ユル所ノ苗木凡九千本拾五萬坪四拾五萬本金壹圓ニ付貳百本ト見倣シ此入費凡金貳千百五拾圓トスヘシ

第三十六條

右金課出ノ方法ハ第八條に照準スヘシ

第三十七條

植物ヲ養フニハ培養ヲ急トス故ニ今壹戸貳箇ノ大糞桶ヲ附與ス壹箇壹圓六十壹戸百貳拾貳箇此入費凡金百貳拾貳圓トスヘシ

第三十八條

右金課出ノ方法ハ第二十條ニ照準スヘシ

第三十九條

培養并ニ民家ノ要物馬ニ如クナシ故ニ戸々ヲ之ヲ養ハシムヘシ然リト雖モ力足ラサルヲ恐ル、故ニ壹戸五圓ツ、貸付ヘシ此入費凡金三百五圓トスヘシ

第四十條

右金課出ノ方法ハ第二十條ニ照準スヘシ

第四十一條

民家ヲ營スルニハ地ニ高低卑濕アリテ之ヲ平均セサルヲ得ス故ニ此入費凡金五百七拾円トスヘシ

第四十二條

右金ハ籤ヲ以テ擔當ヲ定メタル宅地ノ善惡費用之増損ニ應シテ地主ヨリ之ヲ辨ス幸不幸ハ自然ニ附スヘシ

第四十三條

已ニ民家ヲ置クヤ山林ナケレハ日用薪炭等ニ差支アルユヘ各自擔當ノ民戸ニ應シテ地所御拂下ケヲ乞ヒ林木ヲ生育セシムヘシ此入費凡金五百圓トスヘシ

第四十四條

右金課出ノ方法ハ第八條ニ照準スヘシ

第四十五條

右山林取扱方ハ第八十一條ヨリ第八十五條迄ノ通ニスヘシ

第四十六條

而今先ツ第六條ヨリ第四十五條迄ヲ以テ目的トシ實地に從事スト雖モ尙金穀入用ノ事アラハ社中公論ヲ以テ前條ニ照準シテ取扱フヘシ尤前條金穀モ席上ノ概算トス

第四十七條

此屋ニ棲マシメ此地ヲ守ラシムルニハ小作人ヲ以テス之ヲ遇スルノ法第四十八條ヨリ第八十五條迄ノ通ニスヘシ

第一章 開墾は難く使命は重い

第四十八條

註—屹度きと（たしかに）

小作人ノ約定相定リタル時ハ第五十條ヨリ第八十五條迄更ニ壹條ヨリ三十六條迄ノ號數ニ改メ結尾ニ左ノ通り相認メ地主小作人互ニ受渡シ條件壹通宛爲取替置クヘシ

小作請狀之事

第何條

第何條

右開成社規則三十六箇條之通り屹度相守可抽丹精候事

何國何區何郡何村何番屋敷

小作人

年月日

何

之

誰印

同戸長

何

之

誰印

何國何區何郡何村何番屋敷

地主

何之

誰殿

小作渡狀之事

第何條

第何條

右開成社規則三十六箇條屹度相守可申候事

何國何區何郡何村町何番屋敷

地主

年月日

何

之

誰印

同戶長

何

之

誰印

何國何區何郡何村町何番屋敷

小作人

何之

誰印

第四十九條

右請渡條件爲取替ノ外尙耕地小作證并ニ地所建家借用證文一般ノ御規則ニ照準シ左ノ雛形通り地主ノ手元ニ預リ置ク
ヘシ

地所并建家借用證文之事

開成山何番

一屋敷地

表間口
裏行何間

壹箇所

此反別何反何畝歩

内建家

桁梁行間

何何間

壹棟

但シ外廻り建具戸締り付

此壹ヶ年納 金何拾何圓何錢
米何石何斗何升

前書之通り借用申所實正也年々納メ物其他之儀ハ開成社則請狀三十六箇條中之通屹度相心得可申候後日ニ至リ違亂爲
無之其證仍而如件

何國何區何郡何村町何番屋敷

小作人

年 月 日

何 之

誰 印

同 戸 長

何 之

誰 印

何國何區何郡何村町何番屋敷

地 主

何 之

誰 印

耕地小作證文之事

開成山何番

一 田 何 反 何 畝 步

一 田 何 畝 步

一 畑 何 反 何 畝 步

一 畑 何 畝 步

第一章 開墾は難く使命は重い

合反別何町何反何畝步

此小作 米何石何斗何升
金何拾何圓何錢

右田畑借用申處實正也小作 米金ノ儀ハ書面之通年々十二月十五日限り無遲滯屹度可相納候後日ニ至リ違亂爲無之其證仍而如件

何國何區何郡何村町何番屋敷

小作人

年 月 日

何 之

誰 印

同 戶 長

何 之

誰 印

何國何區何郡何村町何番屋敷

地 主

何 之

誰 殿

第五十條

小作人ハ第十九條ニ述ル所ノ家作ニ据ヘ置クヘシ

第五十一條

向後家作廣狹ノ儀ハ地主ノ適宜ニ任スヘシ

第五十二條

第一章 開墾は難く使命は重い

家作取繕ヒノ儀ハ小作人之ヲ進退シ地主ニテ一切關係ナカルヘシ

第五十三條

桑田起發ノ上ハ壹戸ニ付五反歩目安ヲ以テ適宜ニ之ヲ貸渡スヘシ

第五十四條

右桑田當分ハ臨時三反餘之ヲ添テ貸渡スヘシ尤割付都合ニ依リ稻田ト差引ヲ立ツル事モアルヘシ

第五十五條

桑苗ハ地主ヨリ貸渡シ小作人之ヲ植付丹精ヲ抽ンスヘシ

第五十六條

桑田三ヶ年中ノ收穫一切小作人に附與スヘシ

第五十七條

桑田四ヶ年目ヨリ鋤下年季中見分ノ上至當ノ小作金ヲ定ムヘシ

第五十八條

稻田起發ノ上壹戸ニ付五反歩目安ヲ以テ適宜ニ之ヲ貸渡スヘシ

第五十九條

右稻田當分ハ臨時貳反餘之ヲ添テ貸渡スヘシ尤割付都合ニ依リ桑田ト差引ヲ立ツル事モアルヘシ

第六十條

稻田三ヶ年中收穫一切小作人ニ附與スヘシ

第六十一條

右稻田三箇年間ハ收穫ヲ五分シテ年々一分ヲ培養費ニ備ヘ社長副社長ノ扱ヒヲ受クヘシ

第六十二條

右培養費社長副社長ニテ取扱ヒ其仕法ハ臨時社中ノ評ニ附スヘシ

第六十三條

稻田四ヶ年目ヨリ畝下年季中年々社中ニテ檢見イタシ收穫三分ノ一ヲ小作米ト相定ムヘシ

第六十四條

桑田稻田共畝下年季明キノ上ハ凡本田ト同様タルヘシ小作米金ノ儀ハ最寄ノ振合ヲ見合セ高下平均シテ相定ムヘシ

第六十五條

馬代金一戸ニ付五圓宛三ヶ年置据ヘ無利子ニテ地主ヨリ貸渡シ三ヶ年目十二月中一時返済スヘシ再ヒ貸渡ス事ナシ

第六十六條

宅地ハ年々玄米四五入三俵ツ、地主エ納ムヘシ尤初年ハ一切相納ムルニ及ハス

第六十七條

右宅地ヨリ收ムル所ノモノ十年ノ後土地ノ盛衰ニ依リ更ニ改正スヘシ

第六十八條

當分表間口拾二間半裏行三拾七間半ノ宅地エ作物等ハ小作人ノ進退ニ任スヘシト雖モ外ニ望人アラハ家作致サ、ル處ノ半截ヲ引上ル事アルヘシ

第六十九條

宅地ノ半截ヲ借受ケ自ラ家作イタシ小作ヲスルモノハ年々玄米四五入壹俵ツ、地主エ納ムヘシ尤初年ハ一切相納ムルニ及ハス

第七十條

右半宅地ヨリ收ムル所ノモノ十年ノ後土地ノ盛衰ニ依リ更ニ改正スヘシ

第七十一條

第一章 開墾は難く使命は重い

兩便所ノ桶ハ地主ヨリ据ヘ與フヘシ雨覆ヒハ小作人ノ勝手ニ任スヘシ

第七十二條

小作人衣服飲食家具等一切地主ニテ關係セサルヘシ

第七十三條

井戸ハ小作人一應地主エ談シ適宜ノ地所エ備フヘシ

第七十四條

道普請堀浚ヒ等ハ小作人ニテ相勤ムヘシ

第七十五條

小作米金増減致ス時ハ區會所ノ公評ヲ經テ決スヘシ

第七十六條

凡テ地主エ納ムヘキモノハ年々十二月中遲滞ナカルヘシ

第七十七條

小作人農業不精或ハ納メ米金ヲ怠リ此規則ニ反戾スルモノアル時ハ其進退年月ノ多少ヲ問ハス立チ去ラシムヘシ

第七十八條

力作勲業專ハラ田畑エ出精シ小作米金其他懇切ニ相勤ムルモノハ充分其所ヲ得セシメ子孫永々住居セシムヘシ

第七十九條

宅地ヨリ地主エ納ムル所ノ玄米三俵ハ四ヶ年目ヨリ壹戸ニ付粃ニテ貳石七斗ツ、之ヲ納メシメ向フ五ヶ年ノ間非常ノ備ニ積ミ置クヘシ

第八十條

元費ヲ消償セントメ小作等エ課スル事ナク永世收ムル所ノ小作米金ヲ以テ元費ヲ償フヘシ

第八十一條

山林地壹戸ニ付何反歩目安ヲ以テ無毛地ヲ適宜ニ貸渡スヘシ

第八十二條

註「」は事

山林無毛地ニ於テ杉松檜櫟柏栗等ヲ生育スル時ハ其木目通り壹尺廻リ以上ニ及フノ後其初メ生育手數ノ分度ヲ四段ニ分チ其等ニ應シテ其利モ又之ヲ四分シテ地主小作人互ニ之ヲ收ムヘシ其法譬ヘハ

一段ハ 地價トス

是ハ必ス地主ニテ承當スヘシ

一段ハ 苗木トス

是ハ地主ニテ承當スルヲモアルヘシ

小作人ニテ承當スルヲモ有ルヘシ

一段ハ 培植トス

是ハ必ス小作人ニテ之ヲ承當スヘシ

一段ハ 保養トス

是レ亦小作人ニテ承當スヘシ

斯ノ如クニシテ生育スルモノ其利已ニ成リ之ヲ賣却シテ其價八圓ヲ得ヘク或ハ林木八百本ヲ得ル時ハ

一分ハ 貳百本トス

是ハ必ス地主ノ收ムル所トスヘシ一段ノ地價ニ報ユル所以ナリ

一分ハ 貳百本トス

第一章 開墾は難く使命は重い

是ハ地主ニテ收ムルモ有ルヘシ小作人ニテ收ムルコトモ有ルヘシ二段ノ苗木辨出スルモノニ報ユル所以ナリ

一分ハ

貳圓
貳百本トス

是ハ必ス小作人ノ收ムル所トスヘシ三段ノ培植ニ報ユル所以ナリ

一分ハ

貳圓
貳百本トス

是亦必ス小作人ノ收ムル所トスヘシ四段ノ保養ニ報ユル所以ナリ

右ハ免稅年限内ト年限外トヲ問ハス此割合ヲ以テスヘシ

第八十三條

下草苧取等ハ必竟林木保護ノ爲メナレハ小作人エ之ヲ與フヘシ

第八十四條

林木目通り壹尺廻リ以上ニ及ハサル内ハ之ヲ伐リ之ヲ賣ル等ノコト有ヘカラス自然止ムナキ情實アル時ハ地主ト小作人ト更ニ商議スル所アルヘシ

第八十五條

林木成立已ニ伐採ヲ經ル時ハ更ニ地主ヨリ自ラ植次クコトモ有ルヘシ然ル時ハ其後ノ取扱ヒ方ハ第八十一條以下ニ照準スヘシ

第八十六條

起發ノ田畑ハ勿論新民ヲ以テ之ヲ耕耘スヘシト雖モ自然其力及ヒ難キコトアラハ隣村ヨリ小作人ヲ立テ之ヲシテ耕耘セシムルモ妨ケナシ尤小作米金ノ儀ハ成規ノ通りタルヘシ

第八十七條

社中ノ内後年ニ至リ不如意等ニテ田畑賣拂フ輩アル時ハ本人ノ幸ヲ不失様ニシテ社中之ヲ引受クヘシ一旦擔當ノ地所ハ末々迄社中ニテ引受候事結社ノ本意タルヘシ

第八十八條

右八十七條ハ歟下年季明キノ上御規則之通りニスヘシ

第八十九條

右様不如意ニテ地所賣拂フモノアル時ハ第七十九條ニ述ル所ノ備糶モ本人積ミ高ニ應シテ割戻スヘシ

第九十條

神武天皇祭天長節ニハ開成山遙拜式エ出仕シ并ニ結社憤發セシノ日四月二十二日ヲ以テ子々孫々同所エ一館ヲ造リテ會合致スヘシ此館築造費臨時四百圓ヲ資本金トスヘシ

第九十一條

右造營ノ方法ハ時宜ニ隨フヘシ

第九十二條

此規則實地ニ適セサルコト有リテ増損スルコトアラハ縣廳ヘ伺ヒ出ツヘシ

第九十三條

一旦誓盟ヲ結タル上ハ壹人タリ共決テ破盟致スコト有ルヘカラス若シ之レニ反シタルモノアラハ相當ノ過怠料ヲ差出サセ儲蓄シテ息ヲ加ヘ置キ移住ノ新民ヲ救フヘシ

第九十四條

右述ル所過怠料ノ相當ト儲蓄中ノ利息并ニ新民濟救ノ時機ハ其時ニ臨ミ公評ニ附スヘシ

第九十五條

第一章 開墾は難く使命は重い

千古荒廢ニ屬セシ地所ハ一品一器モ他ノ力ヲ仰カサルナク一細事一微役モ多少ノ工夫ニ非サレハ成ルヲナシ故ニ道路ヲ通シ水利ヲ達シ橋梁ヲ架シ池塘ヲ築キ民家ヲ營シ神社ヲ設ケ桑田ヲ蕃シ稻田ヲ茂シ馬肥工人盛ンニ殆ント小乾坤ヲ成スニ至ルハ其功甚タ難シ前後已ニ議定スル條々ノ如キハ先ツ化育贊參ノ基ヲ立ツルノ初ナリ逐年一社ノ力ヲ盡シ尙上下他力ヲ併セ得テ終ニ全功ヲ期スヘシ

第九十六條

此社則ハ貳通ヲ淨書シ縣印ヲ仰キ壹通ハ縣廳工後證ニ備ヘ壹通ハ社中ニ藏スヘシ
右之通り社則九十六條ヲ誓定ニ及ヒタリ

明治八年第七月

開成社

阿	增	遠	齋	阿	橋	津	安	橋	鳴	阿
部	子	藤	藤	部	本	野	藤	本	原	部
茂	淺	助	久	茂	藤	喜	忠	清	彌	茂
介	次	右	之	左	左	七	助	左	作	兵
印	郎	衛	丞	衛	衛	印	印	衛	印	衛
	印	門	印	門	門			門		印
		印		印	印			印		

高	横	安	甲	阿	武	阿	山	佐	柳	小	佐	永	横
橋	田	藤	斐	部	田	部	口	藤	沼	針	藤	井	山
德	利	權	山	定	重	庄	哲	傳	恆	半	傳	宗	貞
	兵	右	左	之		右			五		兵		
	衛	衛	衛			衛							
治	衛	門	門	介	藏	門	藏	吉	郎	七	衛	吉	吉
印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印

一四、規則決定の政府認証経過

開成社は規則書を結社願書に添付して県令安場保和宛に申請したが、明治七年三月（日付不詳）である。県は同月三十一日付内務卿大久保利通に申達している。これに対し同年六月十三日付で大久保内務卿から

書面の趣は当今諸会社条例取調中に付追て何分の儀相違候迄は於其県開置候様可致候尤地下並歟下年季等は実地取調更に意見可申立、神社設立の儀も有之節は教部省へ申出候様可致候事

の指示が県に返ってきた。その後しばらく沙汰なく氣をもんだ開成社は、再申請の形式で許可促進を行ったことは前に記した如くだが、七年十月に至り今度は内務郷伊藤博文の名で、小作人年期を定めた規則第四十七条以下、第五十四、第六十、第六十一、第七十三第七十四条第九十四条に亘り内容の不適、不明を指摘し改訂を命じてきた。

これを受けた開成社は、不明の諸点は正したけれど、不適とみなされた小作人処遇の儀は、もし政府当局の意向に準ずれば、小作人の利権を限定し永住就労の意欲を減教する恐れあり、よってこの条項は申請通りに据置かれたくといった強い願望を交えての再議上白書を八年一月に、阿部社長嶋原準社長連署で安場県令に差出した。同県令は、二月五日付で右開成社再議上白書に、開成社の立言は地方開拓経営の実態に叶うものであるの副申をそえて内務省に上申した。この時の県の副申は一千字に近い長文なもので、県内の風俗民情に即しての開墾作業の在方を示し、墾業に挺身を決意するに至った開成社員の去私奉公心は開物成務の趣旨に徴し、千載荒廢の地を百年久遠の大計に向って開こうとするものであると開成社の氣持になって書き現わしている。県の熱意と開成社の願望通り左の指令に接す。

書面之趣無余儀事情に相聞候条申出の通開置候事。

明治八年六月二日 内務卿大久保利通

（註）開成社の結社は出願の明治六年十一月十二日とするが規則（定款）の正式決定は右の政府認証の日となる。

一五、遙拝所造営

離森を開成と改称し、その位置に中条らの提唱で遙拝所建立が計画され、六年十一月三日には完成した大島居前で天長節を奉祝して初の遙拝式が行われた。鳴原弥作正徳日記には初日の参拝者三万人と記し、社誌には三日間六万人とあってその盛典を伝えている。天長節は光仁天皇（七七六）に創始したが、久しく中絶し明治とともに大改官令で再興した。

遙拝所の設置は、荒涼の原野開拓の将来に供えて、入植者の魂の拠所にとの意図に出たものであるが、最初の遙拝式日に数万人郡民の参集があったことは、開拓当時者以上広く多数の郡民が共感するものであるを伺うことができた。この熱意が本格的神社造営を指向する動因となったわけである。遙拝所建立費には、開成社が五百円を寄金している。当時遙拝所規則が定められた（鳴原家所蔵文書）

遙拝所規則

- 第一条 郡中開成山に参拝する日は神武天皇祭四月七日、天長節十一月三日たるべきこと。
- 第二条 開成山に参拝する者は老若男女に構りなきこと。
- 第三条 参拝者は当日より相始め一区一日づつ会集可致こと。但し雨天の時は晴れ次第と定むべし。
- 第四条 春秋参拝日の五日前各戸長より村内に相触し置き一同引卒して可成出頭のこと。
- 第五条 春秋参拝日毎に梅桜、桃、梨等の花木一村二株づつ献納開成山に植付可申こと
- 第六条 賽銭は一戸一厘五毛の割を以て一村づつ取まとめ村名を記して献納可致こと。

但し此分は遙拝所修営費として神官戸長中にて積置くべし。

第七条 参拝の節は一村一旗を立て出頭可致こと、但し旗地は羅紗、呉服の類を用ふべし。

第八条 山中において舞踊吟歌勝手たるべきこと。

第九条 遙拝式相済みたるときは一村何人参拝ということを記し開拓係迄可届出こと。

第十条 山中の花木を折るものはその償として更に一花を植えしむること。

第十一条 年々三ヶ村づつ組合を立置き四時山中を掃除すべきこと。

右条々永久遵守可致こと。

明治六年五月

開拓掛

一時期を経過後は、遙拝所建造物は、開拓事務所に使われ、県監督官や開成社関係者が常駐した。まもなく多少の設備が加えられてからは開成館と呼ばれ同時に福島県第十区会所の看板が上がり開拓掛も同居した、遙拝所建築には六百八十九円に人夫二百五十円を要し開成社出費の外郡民の寄付金もあった。開成館が本格的に独立新築された後は久しく空家であつたが、翌年九月少教院（如宝寺鈴木信教開設）に当てられた。

一六、厳冬下の池塘工事

開墾拓地の灌漑心臓である池塘は、着当初千六百五十円の資金規模が、新規設計採用で出直しとなり、県貸付金三千円の外二十五同志の度々の拠出金を合せた金額は竣工に至るまで一万円余に上った。長さ四百七十余間（千メートル弱）の池塘工事であつたが、工費の見通しは商品相場とは勝手が違い、それだけに苦勞したと言つて必要な金を吝む気はなくただ工事の安全堅牢を望むにあつた。現場を見回つて施工の不備は、素人の目にも発見できた、それが何よりの問題であつた。

社誌の一節はその間の息消を叙している。

十二月八日（六年）社長並鳴原弥作、津野喜七等開成館に至り陳言して曰く、堤塘増築すること再度而して未だ堅牢ならざる所あり、本年余日なきも今日これを築き寒水を貯えざれば、明年の耕耘を期すべからず、由つて千円を費すに決せり、速かに土工を起し修補あらんことを乞ひり（下略）

無論これは監督の県とその指揮下にある雇用人の責任である。このような手直しは今までにも何度かあったのだが、竣工予定期限の十二月に入つてこの欠陥は県側を当惑させた。しかも補修費千円の大金を要したことで欠陥状況は簡単なものでないことは、何よりも社誌が語っている。

二十六日（明治六年十二月）

曾根少属免官し、十四等出仕桜井貞幹代り任ず、この時池塘修補の業なお未だ止まず月迫なるを以て、星を戴き業を創め月を踏んで帰る、官吏より土工に至るまで雪に座し水を割るの辛酸を極めて業を為せり。

とあつて、曾根少属の免官は欠陥問題の責任を問われ退いたものであろう。県も担当監督を更迭して、嚴冬下工事進行に全力督励に當つた。いわば最後の突貫工事である。

池塘竣工は右の経過によれば、明治六年十二月中とされるが、翌八年一月五日に竣工式をあげているので、当日を竣工の日とする見方もある。

一七、池塘竣工

明治七年一月五日池塘の竣工式を挙げる。同日付社誌に、
堤塘築造全く成り堅牢無比なり、乃ち官吏社員相会し酒宴を開き待望の成業を祝う就業工夫らに手拭を配る、堤の長さ四百七十八間（千メートル弱）、高さ一丈一尺七寸（約二メートル半）、馬踏一丈三尺六寸（約三メートル半）、敷九丈六尺一寸（約三〇メートル）にして、その面積四万二千二百三十一歩（一二八〇〇平米弱）なり。

と、あり、六年三月十七日工事創始から十個月間で完成した。所要工費は一万余円である。沼の周辺には数万本の桜苗木が植えられ、これが成育して花開き、郡山の名勝となった。開田育桑の事業と併せ、これも先人の英知がもたらした偉大な郷利である。